

## 会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成28年9月12日(月) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時38分

出席者 委 員 委員長 針 谷 育 造

小久保 かおる 松 本 喜 一 平 池 紘 士

大 出 三 夫 大阿久 岩 人 広 瀬 義 明

海老原 恵 子

傍 聴 者 大 谷 好 一 茂 呂 健 市 青 木 一 男

坂 東 一 敏 広 瀬 昌 子 古 沢 ちい子

白 石 幹 男 関 口 孫一郎 針 谷 正 夫

大 川 秀 子 千 葉 正 弘 入 野 登志子

天 谷 浩 明 福 富 善 明 大 武 真 一

永 田 武 志 岡 賢 治 高 岩 義 祐

福 田 裕 司

欠席委員 渡 辺 照 明

---

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 田 嶋 亘

課長補佐 金 井 武 彦 主 任 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

|              |     |   |   |
|--------------|-----|---|---|
| 総合政策課長       | 小保方 | 昭 | 洋 |
| 秘書課長         | 川津  | 浩 | 章 |
| シティプロモーション課長 | 高崎  | 尚 | 之 |
| 蔵の街課長        | 出井  | 章 | 則 |
| 遊水地課長        | 荒川  |   | 明 |
| 地域づくり推進課長    | 大橋  | 嘉 | 孝 |
| 大平地域づくり推進課長  | 茂呂  | 浩 | 司 |
| 藤岡地域づくり推進課長  | 飯塚  |   | 勝 |
| 都賀地域づくり推進課長  | 佐藤  | 真 | 治 |
| 西方地域づくり推進課長  | 田口  | 幸 | 雄 |
| 岩舟地域づくり推進課長  | 三柴  | 浩 | 一 |
| 総務課長         | 名淵  | 正 | 己 |
| 職員課長         | 永島  |   | 勝 |
| 情報推進課長       | 塚田  |   | 薫 |
| 契約検査課長       | 牧野  | 修 | 一 |
| 危機管理課長       | 榎本  | 佳 | 和 |
| 管財課長         | 島田  | 好 | 夫 |
| 公共施設再編課長     | 島田  | 隆 | 夫 |
| 市民税課長        | 萩原  | 雄 | 一 |
| 資産税課長        | 水落  | 恒 | 夫 |
| 収税課長         | 福島  |   | 司 |
| 会計課長         | 出井  |   | 均 |
| 選挙管理委員会事務局次長 | 野中  |   | 守 |
| 監査委員事務局次長    | 出井  | 裕 | 子 |
| 消防総務課長       | 上岡  | 健 | 司 |
| 予防課長         | 小島  |   | 徹 |
| 警防課長         | 白石  |   | 進 |
| 議事課長         | 田嶋  |   | 亘 |

平成28年第3回栃木市議会定例会  
総務常任委員会議事日程

平成28年9月12日 午前9時開議 全員協議会室

日程第1 認定第1号 平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（針谷育造君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎諸報告

○委員長（針谷育造君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（針谷育造君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

各会計の決算につきましては、各常任委員会におけるスムーズな審査を行うため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いするものであります。また、本日の説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに備考欄に記載されている金額の読み上げを省略し、決算概要の説明のみといたします。

なお、質疑等の審査につきましては、9月15日開催予定の委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承願います。

---

◎認定第1号の上程、説明

○委員長（針谷育造君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第1号 平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明は座ったままで結構でございます。

まず、歳出からお願いいたします。

田嶋議事課長。

○議事課長（田嶋 亘君） おはようございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、ただいまご上程いただきました認定第1号 平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分につきまして、順次ご説明を申し上げます。

まず、決算書の事項別明細書、歳出、188ページ、189ページをお開きください。1款1項1目議会費、予算現額4億5,650万7,000円に対しまして、支出済額は4億4,175万6,738円でございます、この支出内容につきましては右側の備考欄によりご説明を申し上げます。

まず、1行目の職員人件費につきましては、議会事務局職員9人分の給料、各種手当等の人件費でございます。

次の臨時職員共済費につきましては、議会事務局の臨時職員2人分の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費でございます。

次の議員人件費につきましては、議員33名分の議員報酬、議員期末手当でございます。

次の議会運営費につきましては、その内訳でございますが、まず臨時職員賃金、議会事務局の臨時職員2名に対する賃金でございます。

次の議員行政視察等旅費につきましては、4つの常任委員会の行政視察旅費として128万5,040円、議会運営委員会の視察旅費として34万9,620円が主なものでございます。

次の会議録筆耕翻訳料につきましては、本会議及び常任委員会等の会議録の筆耕翻訳料でございます。

次のOA機器借上料につきましては、議会映像配信システムの使用料として103万6,800円が主なものでございます。

次の栃木市政務活動費交付金につきましては、本市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、各党派等に交付したものでございます。

次の市議会議員共済会負担金につきましては、市議会議員共済会に支出しました負担金等でございます。

以上で1款議会費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） 続きまして、190、191ページをお開き願います。2款1項1目の一般管理費につきましてご説明を申し上げます。

備考欄3行目の国内交流事業費につきましては、栃木市の産業と物産展への滝川市の出店料が主なものであります。

次の国際交流事業費につきましては、友好都市中国金華市の人民政府訪問団が来日した際の昼食懇談会食糧費が主なものであります。

次の国際交流協会補助金につきましては、世界各国の人々との相互理解と友好親善の推進を図る栃木市国際交流協会への補助金でありまして、協会の運営に必要な職員等の人件費及び事務費に対する補助金であります。

次の在住外国人支援事業交付金につきましては、市内在住の外国人が安全安心に暮らせる環境を整備するための栃木市国際交流協会への交付金であります。

次の中学生海外派遣事業費につきましては、中学校2年生28人をオーストラリアへ8日間派遣いたしました際の海外派遣事業委託料が主なものであります。

次の秘書広報課一般経常事務費につきましては、秘書広報課臨時職員賃金、祝い金、弔慰金、会

費などの市長交際費及び栃木県市長会への負担金が主なものであります。

次の総務課一般経常事務費につきましては、組織改編に伴う窓口変更のお知らせ用チラシ印刷代30万2,211円及びインターネットを介した行財政情報サービス利用料88万6,460円が主なものであります。

次の自治基本条例推進事業費につきましては、自治基本条例第44条の規定に基づく市民会議の運営に要する経費でありまして、市民会議委員報酬が主なものであります。

2つ飛びまして、特別職人件費につきましては、市長及び副市長の給料、期末手当等の人件費であります。

次の職員人件費につきましては、総務管理に係る職員187人分の給料、各種手当等の人件費であります。

以下、各科目に計上されております職員人件費につきましては、関係職員の給料、各種手当等の人件費でありまして、職員課の所管となりますが、改めての説明は省略させていただきます。

続きまして、192ページ、193ページをお開き願います。備考欄1行目の職員福利厚生事業費につきましては、産業医6人分の報酬及び職員の生活習慣病検診、各種がん検診等にかかわる職員健康診断委託料が主なものであります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金でありまして、4月1日に在職する職員の給料総額に基づき毎月支払う一般負担金、早期退職者募集制度に応募して退職した職員の退職手当割り増し等に係る特別負担金、1市3町合併の際に新たに加入いたしました旧栃木市職員に係る10年分割払いの加入一時金であります。

次の臨時職員共済費につきましては、一般管理費に係る臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費のほか、栃木県市町村総合事務組合で共同処理をしております非常勤職員の公務災害補償等に係る負担金であります。

以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましては、それぞれの予算において雇用いたしました臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費でありまして、職員課の所管となりますが、改めての説明は省略させていただきます。

次の職員研修事業費につきましては、本市及び壬生町の職員研修を共同で実施しております栃木地区職員研修協議会への負担金のほか、本市が実施をいたしました職員研修の講師委託料及び民間の研修に職員を派遣いたしました際の負担金が主なものであります。

次の職員課一般経常事務費につきましては、参与の報酬、職員の病気休暇、育児休業、欠員補充のために雇用いたしました延べ73人分の臨時職員賃金、職員採用試験に係る教養試験、適性検査等の委託料、被用者年金の一元化に伴う給与システム改修委託料、人事給与電算システムに係るOA機器借上料が主なものであります。

次の職員作業服貸与事業費につきましては、災害発生時や各種現場の確認、指導、作業等の際、栃木市の職員であることを明確にするため、建設、農林、防災等に係る職員53人に貸与いたしました作業服の購入費であります。

次の契約検査事務費につきましては、建設工事の検査に関する助言及び指導を行う検査官報酬が主なものであります。

次の電子入札システム運営事業費につきましては、電子入札システムサービスに係るソフトウェア使用料及び契約に係る業者登録や入札関連事務に使用する契約管理システムのリース料が主なものであります。

次の債権管理指導事業費につきましては、債権管理職員研修の講師謝金及び債権管理に関するメール相談業務委託料が主なものであります。

次の庁用事務費（栃木）につきましては、庁用事務用品代171万8,298円及び庁用事務用封筒の印刷製本費113万4,593円であります。

次の庁用事務費（大平）から庁用事務費（岩舟）のうち庁用事務費につきましては、各総合支所の庁用事務用品等の消耗品費が主なものであります。また、総務事務費につきましては、各総合支所の参考図書、法令集追録代の消耗品費のほか、備考欄下から4行目の総務事務費（西方）には臨時職員1人分の賃金が含まれております。

続きまして、194、195ページをお開き願います。備考欄1行目の宮の下簡易郵便局管理運営事業費（岩舟）につきましては、宮の下簡易郵便局の運営に携わる事務取扱員3人分の報酬が主なものであります。

以上で一般管理費の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） それでは、名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） 続きまして、2目の文書広報費につきましてご説明を申し上げます。

説明欄2行目の広報事業費（栃木）につきましては、広報紙を自治会の班ごとにこん包いたしました手数料、広報紙を編集いたしました委託料及び広報紙を自治会へ配送いたしました委託料のほか、広報紙の印刷製本費1,260万2,012円が主なものであります。

次の広聴事業費（栃木）につきましては、広聴セミナー受講負担金が主なものであります。

次の放送番組製作委託費につきましては、ケーブルテレビ株式会社、株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送及び株式会社エフエム栃木に本市の情報番組等の製作を委託いたしました際の委託料であります。

次のホームページ管理委託事業費（栃木）につきましては、ホームページコンテンツ管理システムの保守管理委託料79万560円及びホームページコンテンツサーバーの賃借料40万1,940円であります。

2つ飛びまして、マスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、マスコットキャラク

ター応援寄附金を基金に積み立てたものであります。

次の情報センター法令集管理費につきましては、情報センター用法令集等の追録代260万6,252円が主なものであります。

次の法規管理費につきましては、市の顧問弁護士報酬36万円が主なものであります。

次の例規管理費につきましては、例規データを更新いたしました際の電算処理委託料及び社会保障・税番号制度の導入に伴い関係例規の整備を行いました際の支援委託料が主なものであります。

次の文書管理費（栃木）につきましては、公文書を電子的に管理する文書管理システムのリース料及び文書管理用器具として入船書庫及び大平総合支所別館3階に設置した書棚の購入費のほか、文書管理システムの保守委託料86万6,160円が主なものであります。

次の文書発送費（栃木）につきましては、文書発送のための後納郵便料のほか、到着及び発送文書の仕分け業務等のために雇用いたしました臨時職員賃金が主なものであります。

次の文書印刷費（栃木）につきましては、電子複写機5台分の機械借上料のほか、コピー用紙やインク代などの文書印刷用消耗品代738万215円が主なものであります。

1つ飛びまして、コミュニティFM事業費につきましては、197ページに続く記載となっておりますが、昨年度開局いたしましたコミュニティFMに係る市役所本庁舎6階の送信局、旧三鴨保育園敷地内の中継局、ケーブルテレビ株式会社社屋内のスタジオ及びコエド市場内のサテライトスタジオの設備工事費並びに市有施設、市内の学校及び視聴覚に障がいをお持ちの方等に配付いたしました防災ラジオ400台の購入費が主なものであります。

196、197ページをお開き願います。説明欄3行目の広報事業費（大平）から、このページの一番下にあります文書印刷費（岩舟）までにつきましては、各総合支所の文書広報費でありまして、各総合支所ともにほぼ同様の内容となっております。広報事業費につきましては広報紙のこん包配布業務委託料、広聴事業費につきましてはまちづくり懇談会ふれあいトークにおける事務用消耗品代、文書管理費につきましてはファイルなどの文書管理用消耗品代、文書発送費につきましては総合支所から発送した文書に係る後納郵便料、文書印刷費につきましては電子複写機や印刷機の借上料及びコピー用紙などの文書印刷用消耗品代が主なものであります。

以上で文書広報費の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 高崎シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（高崎尚之君） 続きまして、3目財政管理費につきましてご説明いたします。次のページをごらんください。

備考欄の1事業目、財政課一般経常事務費につきましては、予算書等の印刷製本費200万7,504円が主なものであります。

次の減債基金積立金につきましては、基金の預金利子を積み立てたものであります。

次の財政調整基金積立金につきましては、財源の調整を行うことを目的とした基金であるとの趣

旨を踏まえ、前年度の決算剰余金及び基金の預金利子を積み立てたものであります。

次の固定資産台帳整備業務委託費につきましては、平成29年度から複式簿記を導入した財務書類を作成するに当たり、必要となる固定資産台帳を2カ年で整備するものであり、平成27年度は各課の固定資産調査及び評価基準の作成を行ったものであります。

続きまして、4目会計管理費につきましてご説明いたします。備考欄の会計課一般経常事務費につきましては、事務用品代、収納代理金融機関への公金取り扱い手数料等の経常経費のほか、歳入歳出決算書の印刷製本費52万6,953円などが主なものであります。

以上、3目財政管理費と4目会計管理費の説明を終了いたします。

○委員長（針谷育造君） 大橋地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（大橋嘉孝君） 続きまして、2款1項5目財産管理費についてご説明いたします。ページはそのままです。

土地開発基金積立金につきましては、基金で保有する現金の運用による利子を積み立てた積立金であります。

2つ飛びまして、処分可能財産管理事業費（栃木）につきましては、沼和田町地内ほかの測量設計等委託料及び公有財産台帳管理システムの保守管理業務委託料が主なものであります。

次の処分可能財産売却事業費（栃木）につきましては、事務補助の臨時職員1名分の賃金及び一般競争入札による市有地売り払いに係る不動産鑑定評価手数料、大平町西野田地内ほかの測量設計等委託料、沼和田町地内擁壁設置工事等に係る整地等工事費が主なものであります。

続きまして、200、201ページをお開き願います。次の財産管理事務費（栃木）につきましては、庁舎等の市有物件448件に対する市有建築物火災保険料が主なものであります。

次の旧庁舎管理費につきましては、施設管理に係る光熱水費及び委託料が主なものであります。

次の庁舎管理費（栃木）につきましては、事務補助の臨時職員2名分の賃金及び電話料、宿直警備等業務及び受付等業務、また設備環境管理業務等の管理運営委託料、それからレイアウト変更に伴う設計等委託料、入船庁舎の不動産賃借料、下水道使用料、レイアウト変更に伴う庁舎工事請負費、同じくレイアウト変更に伴う庁内事務用品器具購入費が主なものであります。

次の自動車管理費（栃木）につきましては、公用車の自動車共済保険料、共用車の自動車損害共済保険料が主なものであります。

次の庁用自動車購入事業費につきましては、軽貨物自動車3台分の庁用自動車購入費が主なものであります。

次の庁舎建設基金積立金につきましては、基金利子を基金に積み立てたものであります。

次の大澤基金積立金につきましては、東京都内の市有土地18件分の貸付収入及び基金の預金利子、株式配当金を基金に積み立てたものであります。

次の遺贈財産管理費につきましては、都内市有地の固定資産税相当額を東京都に対して支払う国

有資産等所在市町村交付金が主なものであります。

次の土地総合調整基金積立金につきましては、市有土地の売却収入及び基金の預金利子を基金に積み立てたものであります。

次の皆川地区振興基金積立金につきましては、基金の預金利子を基金に積み立てたものであります。

次の皆川地区市有山林管理費につきましては、皆川財産区から移管された市有山林の伐採等作業の謝礼、森林国営保険料、みかも森林組合への負担金であります。

次の旧寺尾南小学校施設管理費につきましては、旧寺尾南小学校警備業務等施設管理に係る委託料が主なものであります。

1つ飛びまして、庁用自動車購入事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、昨年の豪雨災害に伴い購入いたしました軽貨物自動車3台分の自動車購入費が主なものであります。

次の財産管理事務費（大平）につきましては、大平地内に所有する普通財産（土地）の管理に係る消耗品が主なものであります。

次の庁舎管理費（大平）につきましては、大平総合支所の電話料及び管理運営委託料並びに支所内の窓口カウンター等の改修工事費が主なものであります。

続いて、202、203ページをお開き願います。次の自動車管理費（大平）につきましては、大平総合支所の公用車燃料費及び車検を含む修繕料が主なものであります。

次の大平総合支所庁舎整備事業費につきましては、大平総合支所庁舎新館東面のカーテンウォール等防水工事及び仮駐車場フェンス改修工事の工事請負費であります。

次に、財産管理事務費（藤岡）につきましては、藤岡地内に所有する普通財産（土地）の管理に係る除草等の委託料が主なものであります。

次の庁舎管理費（藤岡）につきましては、藤岡総合支所の庁舎管理費でありまして、管理運営委託料及び本館の1階用ローカウンターの購入費が主なものであります。

次の自動車管理費（藤岡）につきましては、藤岡総合支所で使用する共用車の維持管理費でありまして、燃料費及び修繕料が主なものであります。

次に、財産管理事務費（都賀）につきましては、都賀地域内に所有する普通財産（土地）の管理に係る除草等の委託料及び旧赤津支所物件移転等の工事費が主なものであります。

次の庁舎管理費（都賀）につきましては、都賀総合支所庁舎等の管理運営委託料及び駐車場等の不動産賃借料、第3車庫解体に伴う工事請負費が主なものであります。

次の自動車管理費（都賀）につきましては、共用車14台分の燃料費及び車検整備等の修繕費が主なものであります。

次の旧大柿保育所解体事業費につきましては、建物定期検査で耐震性がなく危険と判断されたことから、その解体のための測量設計等の委託料であります。

次の財産管理事務費（西方）につきましては、西方地内に所有する普通財産（土地）の管理に係る除草等の委託料が主なものであります。

次の庁舎管理費（西方）につきましては、臨時職員1名分の賃金及び電気料、水道料等の光熱水費並びに庁舎管理運営委託料などが主なものであります。

次の自動車管理費（西方）につきましては、共用車の燃料費及び車検整備等が主なものであります。

次の財産管理事務費（岩舟）につきましては、岩舟地域内に所有する普通財産（土地）の管理に係る除草等の委託料が主なものであります。

次の庁舎管理費（岩舟）につきましては、岩舟総合支所の庁舎管理費でありまして、電話料及び機械警備等の管理運営委託料が主なものであります。

次の自動車管理費（岩舟）につきましては、支所で使用する共用車の燃料費が主なものであります。

次の小野寺地区市有林管理費につきましては、小野寺地区市有林の下草刈り等の委託料が主なものであります。

次の小野寺地区市有林管理基金積立金につきましては、基金の預金利子を基金に積み立てたものであります。

以上で2款1項5目財産管理費の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 続きまして、2款1項6目企画費についてご説明いたします。

204、205ページをお開き願います。総合政策課一般経常事務費につきましては、職員の出張旅費、事務用品代等の経常経費のほか、東武日光鬼怒川線沿線活性化連絡協議会などへの負担金が主なものであります。

次の観光ネットワークサイクリング事業費につきましては、サイクリングマップの増刷費とサイクルモードインターナショナル2015への出店負担金であります。

次の県南拠点まちづくり事業費につきましては、県南の拠点となるまちづくりを実現するため各種説明会等に参加した職員の出張旅費であります。

1つ飛びまして、栃木市土地開発公社運営費交付金につきましては、栃木市土地開発公社の運営に要する事務経費、固定資産税等の租税公課及び訴訟費用に対する交付金であります。

3つ飛びまして、サイクル・フルーツ・ライド事業費につきましては、サイクリングイベント「たびーらフルーツライド in 栃木市」の開催に係る業務委託料のほか、消耗品費や備品購入品費であります。

次のふるさと応援基金積立金につきましては、平成28年1月から3月までに受け入れたふるさと応援寄附金のうち、使い道を市長おまかせ事業として指定されたものを積み立てた積立金でありま

す。

次の地域まちづくり課一般経常事務費につきましては、事務用消耗品費及び庁用車燃料費が主なものであります。

3つ飛びまして、ふるさと整備事業基金積立金及び次の東日本大震災復興推進基金積立金につきましては、基金の預金利子を積み立てたものであります。

次の企画事務費（大平）、207ページに移りまして、2行目の企画事務費（藤岡）、4行目の企画事務費（都賀）、6行目の企画事務費（西方）、9行目の企画事務費（岩舟）につきましては、事務用消耗品費が主なものであります。

205ページにお戻りください。下から4行目のまちの駅ネットワークおおひら運営補助金につきましては、まちの駅17施設が組織した連絡団体の運営及び活動に対する補助金であります。

次のまちづくりスキルアップ委託費につきましては、おおひらコンシェルジュと大平町観光ブドウ園協議会との共同によりブドウ狩りや里山体験を紹介するホームページ、ふるさとポータルサイトの運營業務委託料であります。

1つ飛びまして、太平山麓エリアの観光拠点まちづくり事業費につきましては、太平山麓エリアの観光パッケージモニターツアー運營業務委託料が主なものであります。

206、207ページをお開き願います。1行目の渡良瀬遊水地フェスティバル実行委員会負担金につきましては、渡良瀬遊水地内及び周辺で日常的に楽しられているレジャー・スポーツを身近に楽しんでいただけるイベントに対する実行委員会への負担金であります。

6つ飛びまして、西方地域タイムカプセル開封事業費につきましては、20年前に埋蔵したタイムカプセルの掘り出し及び復旧工事費が主なものであります。

1つ飛びまして、岩船山クリフステージ補助金につきましては、音楽を通して地域づくりに貢献しているNPO法人岩船山クリフステージに対する補助金であります。

以上で説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 塚田情報推進課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 目は1つ飛びまして8目、備考欄の公平委員会運営費であります、公平委員3名の委員報酬のほか、全国公平委員会連合会への負担金などが主なものであります。

次の208、209ページをお開きください。9目、備考欄の恩給及び退職年金費であります、現行の年金制度が成立した昭和37年以前に退職した旧栃木市職員2名の遺族に対する退職年金扶助料であります。

10目につきましては所管外であります。

11目につきましてご説明申し上げます。総合行政ネットワーク管理費につきましては、国と地方自治体のみで構成されましたコンピュータ通信網であります総合行政ネットワークの利用に係る経費であります。

情報端末管理費（栃木）につきましては、総合支所も含めました庁内の一般事務用パソコンのためのOA機器借上料が主なものであります。

次のコンピュータネットワーク通信費につきましては、本庁舎、総合支所及び出先施設96カ所のコンピュータネットワーク接続のための回線使用料が主なものであります。

次のページ、210、211ページをお開きください。地域情報化事業費につきましては、電子申請システム使用料が主なものであります。

財務会計システム費につきましては、財務会計システムを運用するために必要なコンピュータ機器の保守委託料及び借上料であります。

次の住民情報システム管理費であります。住民情報システムとは住民記録や税情報を扱うシステムでありまして、内訳の一つとしまして、住民情報システムの運用のためのコンピュータ機器の保守委託料及び借上料であります。もう一つは、マイナンバー制度導入のためのシステム改修委託料及び機器利用負担金であります。

次の内部情報系サーバ管理費につきましては、内部情報システムの運用のためのコンピュータ機器の保守管理委託料、借上料が主なものであります。

1つ飛びまして、情報端末管理費（大平）は、大平総合支所の職員用のパソコン等のための消耗品費及び保守委託料が主なものであります。この後、各総合支所に情報端末管理費がございますが、全て同様でありますので、この後の説明は省略させていただきます。

次の統合型地理情報システム費（大平）は、大平総合支所の地図情報システムの保守委託料及び使用料であります。

次の電算システム事業費（大平）につきましては、大平総合支所の住民情報システム用パソコンのための保守委託料及び借上料が主なものであります。

4つ飛びまして、統合型地理情報システム費（岩舟）につきましては、岩舟総合支所の地理情報システムの保守委託料及び使用料であります。ちなみに、この統合型地理情報システムが導入されておりますのは、ここにあります大平と岩舟の2カ所のみであります。

最後の電算システム事業費（岩舟）につきましては、岩舟総合支所の住民情報システム用パソコンの保守委託料及び借上料が主なものであります。

以上で11目の説明を終わらせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 荒川遊水地課長。

○遊水地課長（荒川 明君） 続きまして、12目渡良瀬遊水地対策費についてご説明いたします。

備考欄2行目の渡良瀬遊水地ハートランド事業費につきましては、遊水地をより多くの方にPRするために制作しました絵本「ハートランドのかくれんぼ」の増刷に伴う業務委託料が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地保全利活用事業費につきましては、2012年7月3日にラムサール条約に登録さ

れた渡良瀬遊水地を広く市民にPRするため、毎年7月3日を登録記念日、あわせて7月、8月をPR強化月間と位置づけし、懸垂幕あるいはのぼり旗、こういうものを作製した委託料のほか、片山右京氏を招聘し、講演会を開催した委託料が主なものでございます。

次の遊水地課一般経常事務費につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

212、213ページをお開き願います。備考欄2行目の藤岡遊水池会館管理費につきましては、臨時職員1名分の賃金のほか、電気料、水道料等の光熱水費及び施設警備などの管理業務委託料が主なものであります。

次の藤岡遊水池会館施設整備事業費につきましては、渡良瀬遊水地の情報発信を積極的に行うため、会館1階ロビー部分に市の情報発信コーナーを設けたほか、会館2階部分へ遊水地課が事務室を構えるための電話設備などの工事請負費及びカウンター等事務室用器具の備品購入費が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地対策事業費につきましては、谷中村合同慰霊碑の樹木剪定及び除草業務委託料のほか、遊水地内のヨシ焼きに伴うヨシ焼き連絡会の負担金支出でございます。

以上をもちまして、12日渡良瀬遊水地対策費の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 萩原市民税課長。

○市民税課長（萩原雄一君） それでは、続きまして同じく213ページの中段にあります13日諸費につきましてご説明申し上げます。

備考欄の1事業目、市民総合賠償補償保険事業費につきましては、市民等を対象とした総合的な保険でありまして、市が損害賠償責任を負う場合の賠償責任保険と、市が主催する行事における事故等の補償保険の保険料が主なものであります。

次の市民活動推進センター管理運営費につきましては、市民活動推進の拠点として設置しております市民活動推進センターくらの管理運営を行う指定管理者への管理運営委託料が主なものであります。

次の市民活動保険料につきましては、市民活動団体の社会貢献活動を支援するため、市民活動団体の活動中における事故等を補償する保険料であります。

次の自治会活動支援事業費につきましては、自治会に市からの文書等の配布をお願いしていることなどへのお礼としての報償金及び栃木市自治会連合会への補助金であります。

次の市民協働まちづくりファンド積立金につきましては、市民やふるさと納税等からの寄附金及び利子を栃木市市民協働まちづくりファンドへ積み立てるものであります。

次の市民活動推進補助事業費につきましては、さまざまな社会貢献活動を行っている市民活動団体に対して財政支援を行うためのとちぎ夢ファーレ事業補助金が主なものであります。

次の市政功労者表彰等事業費につきましては、市政功労者14名、徳行者9名及び市民栄誉賞2名の各受賞者に対する記章、表彰盾及び記念品代が主なものであります。

2つ飛びまして、自衛官募集事務費につきましては、自衛隊父兄会への補助金4万円が主なものであります。

次の市税過誤納金還付費（市民税課）につきましては、栃木地域分の個人市民税及び法人市民税等の過誤納金を還付請求に基づいて還付したものであります。内訳は、過誤納還付金が691件、5,461万8,928円で、還付加算金が79件、47万4,300円であります。

次の市税過誤納金還付費（資産税課）につきましては、栃木地域分の固定資産税等の過誤納金を還付請求に基づいて還付したものであります。内訳は、過誤納還付金が19件、267万7,900円で、還付加算金が7件、54万300円であります。

続きまして、214、215ページをお開きください。所管関係部分は備考欄の下から2事業目、市税過誤納金還付費（大平）であります。内容的には、大平地域分の市民税及び固定資産税等の過誤納金を還付請求に基づいて還付したものであります。内訳は、過誤納還付金が166件、1,317万1,810円で、還付加算金が17件、42万6,700円であります。

続きまして、216、217ページをお開きください。所管関係部分は備考欄の上から3事業目、市税過誤納金還付費（藤岡）であります。内容的には同様で、内訳は誤納還付金が56件、422万3,941円で、還付加算金が11件、4万1,200円であります。

次に、4つ飛びまして、市税過誤納金還付費（都賀）につきましては、同様で、過誤納還付金が97件、551万8,315円で、還付加算金が12件、4万300円であります。

次に、2つ飛びまして、市税過誤納金還付費（西方）につきましては、同様で、過誤納還付金が42件、351万4,644円で、還付加算金が5件、4万8,600円であります。

次に、2つ飛びまして、市税過誤納金還付費（岩舟）につきましては、同様で、過誤納還付金が121件、608万8,186円で、還付加算金が7件、8万5,500円であります。

以上で13目の説明を終わらせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 出井監査委員事務局次長。

○監査委員事務局次長（出井裕子君） 続きまして、中ほどの71目庁舎整備費につきましてご説明いたします。

備考欄の旧岩舟町役場本庁舎解体事業費につきましては、前年度からの繰り越し事業でありまして、旧岩舟町役場本庁舎の解体工事費であります。

続きまして、2款2項1目税務総務費につきましてご説明いたします。備考欄2行目の市民税課一般経常事務費につきましては、地方税電子化協議会負担金が主なものであります。

次の固定資産評価審査委員会運営費につきましては、固定資産評価審査委員6名の委員会開催時の委員報酬であります。

以上で2款2項1目の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 水落資産税課長。

○資産税課長（水落恒夫君） 218、219ページをお開きください。2款2項2目賦課徴収費につきましてご説明いたします。

備考欄2行目の諸税賦課事務費（栃木）につきましては、軽自動車税賦課事務等に係る電算処理委託料が主なものであります。

次の市民税賦課事務費（栃木）につきましては、市民税申告事務等に係る臨時職員3名分の賃金、市民税賦課事務に係る電算処理委託料、OA機器保守料、OA機器借上料、電子申告や年金特別徴収等に伴う電子申告支援サービス利用料が主なものであります。

1つ飛びまして、資産税賦課事務費（栃木）につきましては、固定資産税及び都市計画税の賦課等に要する電算処理委託料、評価支援システム等のOA機器保守料、公図の分合筆の地図情報を更新する評価支援システムデータの移動委託料、TASK用パソコン及び家屋評価支援システム等のOA機器借上料が主なものであります。

次の固定資産評価替委託事業費につきましては、平成28年度課税に対する時点修正のための土地鑑定手数料、その他その不動産鑑定価格をもとに路線価格等の時点修正を実施し、各筆の課税の要件を電子データ化した土地評価替え業務委託料、3年1度の評価替えである平成30年基準年度評価替えに向けた航空写真撮影業務委託料であります。

次の市税徴収事務費（栃木）につきましては、収税消し込みに係る電算処理委託料、TASKのOA機器借上料及びソフトウェア使用料が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費（栃木）につきましては、市税等収納員2名分の報酬が主なものであります。

次の市税等徴収指導員設置事業費につきましては、職員を対象に5回行いました徴収事務研修会の講師謝金であります。

次の市税等コンビニ収納事業費につきましては、市税のコンビニ収納における納付書取扱手数料及びソフトウェア使用料が主なものであります。

次の納税コールセンター運営事業費につきましては、市税電話催告業務員2名分の報酬が主なものであります。

次の諸税賦課事務費（大平）につきましては、法令集追録代が主なものであります。

次の市民税賦課事務費（大平）につきましては、市民税申告事務等に係る臨時職員2名分の賃金が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（大平）につきましては、地籍図修正委託料が主なものであります。

220、221ページをお開きください。備考欄1行目の市税徴収事務費（大平）につきましては、課所有の公用車の燃料費が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費（大平）につきましては、市税等収納員2名分の報酬であります。

次の諸税賦課事務費（藤岡）につきましては、事務用消耗品代であります。

次の市民税賦課事務費（藤岡）につきましては、市民税賦課事務に係るOA機器借上料が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（藤岡）につきましては、事務用消耗品代であります。

次の市税徴収事務費（藤岡）につきましては、課所有の公用車の燃料費及び公用車車検に伴う修繕料が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費（藤岡）につきましては、市税等収納員1名分の報酬であります。

次の諸税賦課事務費（都賀）につきましては、事務用消耗品代であります。

次の市民税賦課事務費（都賀）につきましては、OA機器借上料及び市民税申告事務等に係る臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（都賀）につきましては、OA機器の借上料が主なものになります。

次の市税徴収事務費（都賀）につきましては、課所有の公用車の燃料費及び公用車車検に伴う修繕料が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費（都賀）につきましては、市税等収納員1名の報酬であります。

次の諸税賦課事務費（西方）につきましては、軽自動車税の納税通知書発送に係る郵送代が主なものであります。

次の市民税賦課事務費（西方）につきましては、OA機器借上料が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（西方）につきましては、固定資産税の納税通知書発送に係る郵送代が主なものであります。

次の市税徴収事務費（西方）につきましては、催告書郵送料等の通信運搬費が主なものであります。

次の諸税賦課事務費（岩舟）につきましては、事務用消耗品代が主なものであります。

次の市民税賦課事務費（岩舟）につきましては、OA機器借上料が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（岩舟）につきましては、岩舟地域分の公図の分合筆の地図情報を更新するための固定資産税評価基礎資料整備業務委託料が主なものであります。

次の市税徴収事務費（岩舟）につきましては、課所有の公用車の燃料費が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費（岩舟）につきましては、市税等収納員1名分の報酬であります。

以上で2款2項2目賦課徴収費の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 野中選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） 続きまして、4項選挙費について説明させていただきますので、恐れ入りますが、224、225ページをお開きください。

まず、1目選挙管理委員会費であります。右側の備考欄2つ目の選挙管理委員会運営費につきましては、選挙管理システムのソフトウェア使用料のほかに、選挙管理委員4名分の報酬などが主なものであります。

続きまして、226、227ページをお開きください。2目選挙啓発費であります。右側の備考欄の選挙啓発費につきましては、満20歳になった新成人及び公職選挙法改正による18歳、19歳の新有権者に送付する選挙啓発用冊子の購入費並びに明るい選挙啓発ポスターコンクールの応募者への記念品代が主なものであります。

次に、3目県議会議員選挙費であります。右側の備考欄2つ目の県議会議員選挙費につきましては、備考欄記載のものほかに、選挙事務に従事いたしました職員に対する時間外勤務手当等及び本庁舎、総合支所に設置します選挙啓発用の懸垂幕、横断幕及び各投票所で使用します消耗品などの費用が含まれております。

次の投票立会人等報酬につきましては、期日前投票所12カ所、当日の投票所65カ所の投票立会人及び投票管理者等の報酬であります。

次の郵便料につきましては、投票所の入場券約8万2,000通分の郵送料が主なものであります。

次の公営ポスター掲示場設置撤去業務委託料につきましては、選挙管理委員会が設置いたしましたポスター掲示場475カ所の設置及び撤去に係る委託料であります。

次の仮設期日前投票所借上料につきましては、大平総合支所、藤岡総合支所、都賀総合支所、イオン栃木店に設置いたしましたプレハブの期日前投票所のリース料等であります。

次に、4目土地改良区総代選挙費であります。こちらは岩舟、大岩藤、大美間、小倉堰及び藤岡の各土地改良区におきまして任期満了に伴う総代選挙を実施いたしました。無投票にて当選人が確定しましたので、執行経費につきましては選挙長及び立会人報酬が主なものであります。

以上で4項選挙費についての説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 牧野契約検査課長。

○契約検査課長（牧野修一君） 続きまして、228、229ページをお開きください。2款5項1目統計調査総務費についてご説明いたします。

右の備考欄1行目の統計事務費につきましては、統計調査員確保対策の事務用消耗品が主なものであります。

続きまして、2目基幹統計調査費についてご説明いたします。右の備考欄1行目の学校基本調査事業費につきましては、調査事務用消耗品が主なものであります。

次の経済センサス事業費につきましては、経済センサスを行った指導員や調査員に対する非常勤職員報酬が主なものであります。

次の国勢調査事業費につきましては、調査員等報酬と臨時職員賃金が主なものであります。

次の農林業センサス事業費につきましては、農林業センサスを行った指導員や調査員に対する非常勤職員報酬が主なものであります。

続きまして、6項1目監査委員費についてご説明いたします。230、231ページをお開きください。右の備考欄2行目の監査委員運営費につきましては、監査委員2名の報酬が主なものであります。

以上で2款総務費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 続きまして、9款1項1日常備消防費についてご説明いたします。

340ページ、341ページをお開きください。備考欄4行目の消防総務課一般経常事務費につきましては、事務用品等の消耗品費、車両の燃料費が主なものであります。

次の消防職員研修事業費につきましては、消防学校などの会議、研修参加負担金が主なものであります。

次の消防本部管理費につきましては、電話回線使用料のほか、光熱水費が主なものであります。

次の消防本部運営費につきましては、防火衣等購入費のほか、消防職員用被服消耗品の消防用器具購入費が主なものであります。

次の消防職員福利厚生事業費につきましては、消防本部産業医報酬が主なものであります。

次の予防課一般経常事務費につきましては、事務用品等の経常経費が主なものであります。

1つ飛びまして、警防課一般経常事務費につきましては、携帯電話及び栃木県救急医療情報端末利用料が主なものであります。

次の救急救命士養成事業費につきましては、救急救命士を養成するために必要な会議や研修への参加負担金が主なものであります。

次の通信指令課一般経常事務費につきましては、高機能消防指令センターの維持に要する消耗品費が主なものであります。

次の消防署共通管理費につきましては、当直消防隊員に係る仮眠用寝具借上料、大型油圧救助器具賃借料及び災害用器具購入費などが主なものであります。

次の栃木消防署管理運営費につきましては、庁舎の光熱水費のほか、消防車両の燃料費及び携帯電話利用料が主なものであります。

次の大平分署管理運営費から343ページの備考欄上から4行目、西方分署管理運営費までにつきましては、各分署の光熱水費、消防車両の燃料費及び電話回線使用料が主なもので、各分署の事業内容は同じものであります。

以上で1日常備消防費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 小島予防課長。

○予防課長（小島 徹君） 続きまして、2目非常備消防費についてご説明をいたします。

備考欄5行目の消防団運営費につきましては、栃木市消防団1,144名分の報酬、消防団員が災害や訓練に出場した際の費用弁償、消防団員の公務災害の補償、退職報償金に係る栃木県市町村総合事務組合への負担金及び各方面隊、各分団・部への消防団互助会補助金が主なものであります。

次の消防団運営費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、昨年の豪雨災害に出場した消防団員延べ2,287名の費用弁償であります。

以上で2目非常備消防費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） 続きまして、3目消防施設費についてご説明いたします。

水道事業会計負担金（消火栓設置等）につきましては、消火栓設置工事費及び消火栓維持管理に係る負担金であります。

次の消防施設維持管理費につきましては、消防団器具置き場に係る不動産賃借料及び防火水槽の新設・撤去に係る消防施設改修工事費が主なものであります。

次の消防用機械器具購入費につきましては、消防救急無線のデジタル化に伴う消防団員が使用するデジタル無線受令機の購入費が主なものであります。

1つ飛びまして、消防本部庁舎施設維持費につきましては、消防本部庁舎の漏水補修工事などの維持補修費が主なものであります。

2つ飛びまして、消防団サイレン吹鳴装置整備事業費につきましては、消防救急無線デジタル化に伴う防災行政無線スピーカーを用いたサイレン吹鳴システム構築業務委託料であります。

次の器材等管理費につきましては、消防業務用資機材等の保守点検手数料、業務委託料が主なものであります。

次の消防車等管理費につきましては、消防車両の修繕が主なものであります。

次の救急車等管理費につきましては、救急車両の修繕が主なものであります。

1つ飛びまして、消防・救急等資器材購入事業費につきましては、空気呼吸器購入費が主なものであります。

次の応急手当普及啓発活動事業費につきましては、応急手当訓練用人形の購入が主なものであります。

2つ飛びまして、通信指令システム費につきましては、指令センター装置の光回線使用料及び保守管理に係る消防指令装置保守点検委託料、OA機器借上料が主なものであります。

次の消防救急デジタル無線施設維持管理費につきましては、デジタル無線の維持に要する燃料及び光熱費が主なものであります。

次の通信指令システム修繕費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、車両AVMが水没したことによる修繕費であります。

次の栃木消防署施設維持費、次の大平分署施設維持費、次の藤岡分署施設維持費、次の都賀分署施設維持費、次の西方分署施設維持費につきましては、庁舎施設及び設備のふぐあい箇所の修理などを行う事業が主なものであります。

続きまして、4目水防費についてご説明いたします。346ページから347ページをお開きください。1行目の水防対策事業費につきましては、水防に関する消耗品、土のう袋、ブルーシート及び水防材料の土のう用砂の購入が主なものであります。

次の1市1町合同水防演習事業費につきましては、野木町と合同で開催しました水防演習の負担金であります。

以上で9款1項3目消防施設費と4目水防費についての説明を終了させていただきます。

○委員長（針谷育造君） 榎本危機管理課長。

○危機管理課長（榎本佳和君） 続きまして、5目災害対策費についてご説明いたします。

備考欄の5事業目、危機管理事業費につきましては、ラベルシールや印箱など事務用の消耗品代であります。

1つ飛びまして、応急対策事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、災害支援チラシなどの新聞折り込みのための手数料及び西前原排水機場の仮設ポンプの設置業務や排水機場の点検調査業務などの委託料並びにトランシーバー、救命用ボートなどの器具購入費が主なものであります。

次の救援事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、消毒用の消耗品代のほか、避難所における避難者の弁当や飲み物代等の食糧費708万1,568円が主なものであります。

次の避難所運営事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、災害用備蓄品の毛布のクリーニング業務委託料が主なものであります。

次の被災者住宅等復旧支援事業費補助金（平成27年9月豪雨災害）につきましては、被災した住宅及び事業所の復旧費用の一部を補助する256件分の補助金であります。

次の平成27年9月大雨災害に係る罹災消防団車両修繕事業費につきましては、昨年の豪雨災害に出動した際に故障した消防団車両の修繕費用であります。

続きまして、10款4項4目文化財保護費についてご説明をいたします。恐れ入りますが、所管部分につきましては、379ページをお開きください。379ページでございます。4目の備考欄下から2事業目、伝統的建造物群保存事業費につきましては、国から選定を受けた重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の土蔵、木造住宅2棟の修理に対する補助金が主なものであります。

続きまして、12款公債費についてご説明をいたします。恐れ入りますが、400、401ページをお開きください。12款1項1目、備考欄の市債償還元金につきましては、市債償還の元金分として財務省財政融資資金等からの借り入れに対する償還金であります。

次に、2目備考欄の市債償還利子につきましては、市債の償還計画に基づき利子分を支払ったものであります。

次の積立基金繰替運用利子につきましては、積立基金の繰り替え運用に係る利子51万1,985円あります。

続きまして、402、403ページをお開きください。13款1項1目予備費であります。予備費の充用につきましては、備考欄にありますとおり、款項目の単位で24件であります。いずれも年度途中において不測の事態により現計予算に不足が生じたため、予備費より充用させていただいたものであります。詳細につきましては、既にお配りをしております資料のとおりでありますので、説明は

省略させていただきます。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

10時30分再開をしたいと思います。

説明の終了した執行部の方々はご退席願います。大変ご苦勞さまでございました。

〔執行部退席〕

（午前10時13分）

---

○委員長（針谷育造君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

---

○委員長（針谷育造君） 歳入等の説明をお願いするわけでありませけれども、着座のままで結構です。

福島収税課長。

○収税課長（福島 司君） それでは、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の58、59ページをお開きください。栃木市一般会計歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 款市税であります。収入済額は209億9,025万444円、収入未済額は15億7,321万8,152円でありまして、予算現額に対し収入済額は12億9,747万6,444円上回っております。また、収入済額は前年度に比較し9億3,074万4,636円の減、率にして4.2%下回っております。

次に、税目ごとにご説明申し上げます。1 項市民税につきましては、収入済額94億8,731万105円でありまして、前年度に比較し1億1,361万4,470円の減、率にして1.2%下回っております。そのうち1 目個人につきましては、収入済額74億7,334万9,380円でありまして、前年度に比較し4,720万9,265円の減、率にして0.6%下回っております。その主な原因といたしましては、岩舟町との合併の際に岩舟町の平成25年度の収入の一部が打ち切り決算のため平成26年度の収入になったことが平成26年度の増収の要因の一つになりましたが、平成27年度はその特殊要因がないこと等により減となったものであります。

1 節現年課税分の備考欄の還付未済金37万2,265円及びその下の2 節滞納繰越分の還付未済金1万5,076円につきましては、修正申告等により発生した37件分の還付未済金であります。

次に、2 目法人につきましては、収入済額20億1,396万725円でありまして、前年度に比較し6,640万2,205円の減、率にして3.2%下回っております。その主な要因といたしましては、税率の引き下げ等により減となったものであります。

次に、2 項固定資産税につきましては、収入済額96億1,446万1,188円でありまして、前年度に比

較し 3 億659万9,820円の減、率にして3.1%下回っております。

次に、1 目固定資産税につきましては、収入済額93億4,106万688円でありまして、前年度に比較し 3 億5,793万9,820円の減、率にして3.7%下回っております。その主な要因といたしましては、評価替えによる土地・家屋の評価額が下落したことによるものであります。

1 節現年課税分の備考欄の還付未済金 7 万6,206円及びその下の 2 節滞納繰越分の還付未済金 3 万3,127円につきましては、二重納付等による 7 件分の還付未済金であります。

次に、2 目国有資産等所在市町村交付金につきましては、収入済額 2 億7,340万500円でありまして、前年度に比較し5,134万円の増、率にして23.1%上回っております。その要因といたしましては、渡良瀬遊水地の特定多目的ダム施設の償却資産交付算定基準額が満額となったためであります。

次に、3 項軽自動車税につきましては、収入済額 3 億2,843万2,755円でありまして、前年度に比較し855万2,890円の増、率にして2.7%上回っております。その主な要因といたしましては、軽自動車の大型化、高性能化が図られてきたこと、また維持費が安いことや低燃費であることなどから軽自動車の需要が増加したことにより増となったものであります。

1 節現年課税分の備考欄の還付未済金11万1,508円につきましては、二重納付等による25件分の還付未済金であります。

次に、4 項市たばこ税につきましては、収入済額11億9,436万4,346円でありまして、前年度に比較し362万1,724円の減、率にして0.3%下回っております。市たばこ税は、健康志向の高まりや喫煙可能な場所が減っていることなどにより減少傾向にあります。

次のページをお開きください。次に、5 項鉦産税につきましては、収入済額302万9,600円でありまして、前年度に比較し57万5,600円の減、率にして15.9%下回っております。

次に、6 項特別土地保有税につきましては、収入はありませんでした。なお、特別土地保有税につきましては、平成15年度税制改正によりまして、新たな課税は行わないことになっております。

次に、7 項入湯税につきましては、収入済額1,286万600円でありまして、前年度に比較し26万5,500円の増、率にして2.1%上回っております。

次に、8 項都市計画税につきましては、収入済額 3 億4,979万1,850円でありまして、前年度に比較し 5 億1,510万4,412円の減、率にして59.6%下回っております。その要因としては、都市計画税の市内均一課税に向けた経過措置によるものであります。

1 節現年課税分の備考欄の還付未済金794円及びその下の 2 節滞納繰越分の還付未済金4,773円につきましては、二重納付等による 2 件分の還付未済金であります。

以上で 1 款市税につきましてはの説明を終わらせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 飯塚藤岡地域づくり推進課長。

○藤岡地域づくり推進課長（飯塚 勝君） 続きまして、62、63ページをお開きください。2 款地方譲与税から所管関係部分につきましてはご説明を申し上げます。

2款1項1目1節、備考欄の地方揮発油譲与税につきましては、国税の揮発油税とあわせて課税されます地方揮発油税の42%に相当する額が、市町村の道路の延長と面積を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ1,026万9,000円、6.0%の増となっております。

次の2項1目1節、備考欄の自動車重量譲与税につきましては、国税であります自動車重量税の1,000分の407に相当する額が、市町村の道路の延長と面積を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ1,542万9,000円、3.9%の増となっております。

次の3項1目1節、備考欄の地方道路譲与税であります。平成21年に地方道路譲与税法の一部改正により地方揮発油譲与税に改められておまして、こちらは改正前の地方道路譲与税の交付分であります。

次に、64、65ページをお開きください。3款1項1目1節、備考欄の利子割交付金につきましては、県が利子等の支払いを受ける者に課税し徴収します利子割収入額の59.4%が、個人県民税を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ584万4,000円、18.0%の減となっております。

次に、66、67ページをお開きください。4款1項1目1節、備考欄の配当割交付金につきましては、県が上場株式等の配当に課税し徴収します配当割収入額の59.4%が、個人県民税を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ3,193万1,000円、23.6%の減となっております。

次に、68、69ページをお開きください。5款1項1目1節、備考欄の株式等譲渡所得割交付金につきましては、株式の譲渡益に課税される県民税株式等譲渡所得割額の59.4%が、個人県民税を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ1,490万2,000円、20.2%の増となっております。

次に、70、71ページをお開きください。6款1項1目1節、備考欄1行目の地方消費税交付金につきましては、従前の消費税率5%のうち1%が地方消費税となり、その2分の1に相当する額が人口や従業者数を基礎として市町村に交付されたものであります。前年度に比べ2億4,656万2,000円、15.8%の増となっております。

次の社会保障財源化分につきましては、税率引き上げ分の3%のうち0.7%が地方消費税となり、社会保障施策の財源として、その2分の1に相当する額が人口を基礎として市町村に交付されたものであります。前年度に比べ9億9,824万6,000円、305.7%の増となっております。

次に、72、73ページをお開きください。7款1項1目1節、備考欄のゴルフ場利用税交付金につきましては、県が徴収しますゴルフ場利用税の10分の7に相当する額が所在市町村に交付されたものであります。前年度に比べ583万825円、1.6%の増となっております。

次に、74、75ページをお開きください。8款1項1目1節、備考欄の自動車取得税交付金につきましては、県が徴収します自動車取得税額の66.5%が、市町村の道路の延長と面積を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ4,755万3,000円、54.1%の増となっております。

次に、76、77ページをお開きください。9款1項1目1節、備考欄の地方特例交付金につきましては、住宅ローン特別控除の実施に伴う住民税の減収を補填するために交付されたものであります。

前年度に比べ513万9,000円、5.4%の増となっております。

次に、78、79ページをお開きください。10款1項1目1節、備考欄1行目の普通交付税につきましては、算出しました基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた差額が交付されたものであります。前年度に比べ1億7,112万2,000円、1.8%の増となっております。ただし、旧岩舟町の4月交付額を加えた平成26年度の実質的な交付税と比較しますと、合併特例措置の縮減などにより、1億9,806万2,000円、2.0%の減となっております。

2行目の特別交付税につきましては、画一的な算定により交付される普通交付税では反映できない個別具体的な事情が考慮され、交付されたものであります。大雪災害及び関東・東北豪雨災害の関連経費が加算されたことにより、前年度に比べ1億5,067万7,000円、10.4%の増となっております。

なお、地方交付税全体では、前年度と比べ3億2,177万9,000円、2.9%の増となっております。

次に、80、81ページをお開きください。11款1項1目1節、備考欄の交通安全対策特別交付金につきましては、道路交通法による反則金を原資としまして交通安全施設整備のために交付されるもので、交通事故の件数や人口集中地区の人口、また改良済みの道路の延長などを基礎として交付されたものであります。前年度に比べ7,000円の増となっております。

次に、82、83ページをお開きください。12款1項1目1節選挙費負担金、備考欄の土地改良区総代選挙費負担金につきましては、岩舟、大岩藤、大美間、小倉堰及び藤岡土地改良区の総代選挙に要した経費として土地改良区から納入された負担金であります。

次に、84、85ページをお開きください。12款1項4目1節消防費負担金、備考欄の東北道・北関東道救急業務負担金につきましては、消防本部が管轄します高速道路上での救急業務に係る経費として東日本高速道路株式会社から支払われた負担金であります。

以上で12款1項4目の消防費負担金までの説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 佐藤都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（佐藤真治君） 続きまして、恐れ入りますが、86、87ページをお開きください。13款使用料及び手数料からご説明申し上げます。

1項1目1節総務管理使用料の備考欄をごらんください。市民活動推進センター敷地使用料につきましては、敷地内にNTTが設置した電柱の使用料であります。

次に、天幕使用料につきましては、貸し出し用テントの使用料であります。

次に、庁舎等使用料につきましては、庁舎敷地内にあります電柱、電話柱の使用料及び市民スペース共用通路等の使用料が主なものであります。

次の行政財産使用料（地域まちづくり課）（大平）につきましては、大平総合支所仮駐車場の行政財産使用料が主なものであります。

次の行政財産使用料（地域まちづくり課）（藤岡）につきましては、電柱、電話柱設置使用料が

主なものであります。

次の藤岡遊水池会館使用料につきましては、藤岡遊水池会館を会議等で使用する一般利用者の使用料であります。

次の行政財産使用料（地域まちづくり課）（都賀）につきましては、電柱及び電話柱に伴う敷地使用料が主なものであります。

次の行政財産使用料（地域まちづくり課）（西方）につきましては、西方総合支所内における電柱等の敷地使用料であります。

次の金崎有料駐車場使用料につきましては、全40区画中、年間契約12区画と月払い契約1区画分の使用料であります。

2つ飛びまして、行政財産使用料（地域まちづくり課）（岩舟）につきましては、敷地内に設置された電柱の使用料が主なものであります。

次に、96、97ページをお開きください。中ほどの8目消防使用料の1節消防使用料の備考欄をごらんください。消防施設敷地使用料につきましては、消防団器具置き場敷地使用料及び防火水槽敷地に設置された電柱及び支線柱の敷地使用料であります。

次の行政財産使用料（消防総務課）につきましては、消防本部、消防署、各分署に設置してあります自動販売機の電気使用料及び敷地使用料が主なものであります。

以上で13款、総務管理使用料及び消防使用料の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 田口西方地域づくり推進課長。

○西方地域づくり推進課長（田口幸雄君） 続きまして、104ページ、105ページをお開きください。

2項手数料、1目総務手数料、1節総務管理手数料であります。備考欄の認可地縁団体証明手数料につきましては、認可地縁団体に係る告示事項証明書等の発行手数料10件分でございます。

続きまして、2節徴税手数料であります。備考欄中、諸証明手数料につきましては、本庁並びに総合支所等で発行しました所得証明等の手数料でありまして、合計4万5,265件分でございます。

次の公簿交付手数料につきましては、本庁並びに各総合支所等で地籍図等の交付手数料の収入でありまして、合計で4,587件分でございます。

次の市税督促手数料につきましては、4万711件分の督促手数料でございます。

続きまして、112ページ、113ページをお開きください。7目消防手数料であります。備考欄の危険物施設設置許可等手数料につきましては、ガソリンや石油を取り扱うための危険物施設の設置許可及びこれらの施設の変更許可の手数料でございます。

次の防火管理者講習会修了証明等手数料につきましては、防火管理者講習会課程修了証明書交付に係る手数料でございます。

続きまして、116、117ページをお開きください。14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金につきましてご説明いたします。右側の備考欄をごらんください。地域活性

化・地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、地域の消費喚起や地方創生に向けた実効ある取り組みを行うために交付されたものでございます。

次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバー制度に対応するためのコンピューターシステムの改修費に対する国庫補助金であります。

次の選挙人名簿システム改修費補助金につきましては、選挙人名簿の登録に関する公職選挙法の改正に伴うシステムの改修費に対する補助金でございます。

続きまして、120、121ページをお開きください。5目教育費国庫補助金、4節社会教育費補助金ではありますが、備考欄の重要伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金につきましては、嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内の建造物修理に係る国庫補助金であります。

続きまして、3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金につきましては、右の備考欄をごらんください。自衛官募集事務費委託金につきましては、自衛隊法の規定により地方公共団体が事務処理をすることになっている自衛官の募集事務に係る経費に対する防衛省からの委託金でございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 三柴岩舟地域づくり推進課長。

○岩舟地域づくり推進課長（三柴浩一君） 続きまして、15款県支出金についてご説明いたします。

126、127ページをお開きください。2項1目1節総務管理費補助金、備考欄の1事業目、わがまち協働推進事業交付金につきましては、渡良瀬遊水地フェスティバル開催事業、高校生まちなか活性化事業、歌麿まつり開催事業、自転車を活用した地域活性化事業の市負担金に対し、県から補助金として交付されたものであります。

次の市町村総合交付金につきましては、少額な県補助金が一括して交付されるものであり、権限移譲に関する事務費や農業集落排水事業等に対し交付されたものであります。

次の自主防災組織強化推進事業補助金につきましては、自主防災組織の設立及び運営に係る県からの事業補助金であります。

次に、2事業飛びまして、在外選挙人名簿登録事務交付金につきましては、在外選挙人にかかわる選挙人名簿登載事務や大使館等への連絡経費に対する交付金であります。

132、133ページをお開きください。6目5節社会教育費補助金、備考欄の3事業目、重要伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金につきましては、嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内の建造物修理に係る県補助金であります。

次のページをお開きください。3項1目1節徴税费委託金、県税徴収委託金につきましては、県にかわり県民税を徴収する業務に対しての委託金であります。

続きまして、3節選挙費委託金、備考欄の県議会議員選挙費委託金につきましては、平成27年4月12日に執行いたしました栃木県議会議員選挙に要しました経費の一部に対する委託金でありま

す。

続きまして、4節統計調査費委託金、備考欄の1事業目、統計調査員確保対策事業委託金につきましては、統計調査協力員を確保し、その資質向上を図るための支出経費について、全額が委託金として交付されるものであります。

次の経済センサス委託金、農林業センサス委託金、国勢調査委託金、学校基本調査委託金につきましては、国の基幹統計調査に伴う支出経費について、全額が委託金として交付されるものであります。

以上、15款県支出金の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 茂呂大平地域づくり推進課長。

○大平地域づくり推進課長（茂呂浩司君） 続きまして、136、137ページをお開きください。16款1項財産運用収入につきましては、所管部分のご説明をさせていただきます。

備考欄をごらんください。備考欄1行目、市民活動推進センター自動販売機設置収入につきましては、とちぎ市民活動推進センターに設置する清涼飲料水の自動販売機設置にかかわる貸付収入であります。

次の市有土地貸付収入（栃木）につきましては、東京都内の市有土地18件や平川の県営住宅、沼和田の県南児童相談所敷地など市内の市有土地21件、合計39件の土地貸付収入と旧栃木警察署敷地など未利用地の短期貸し付けにかかわる貸付収入であります。

次の市有建物貸付収入（栃木）につきましては、旧教育委員会建物及び山本有三記念館建物などの貸付収入であります。

次の庁舎土地建物貸付収入につきましては、本庁舎に設置しております自販機や証明写真機、広告事業における貸付収入及び庁舎1階、東武宇都宮百貨店への貸付収入が主なものであります。

次に、140、141ページをお開きください。8行目、市有土地貸付収入（大平）につきましては、大平地域内に所有する普通財産（土地）の貸付収入が主なものであります。

4つ飛びまして、市有土地貸付収入（藤岡）につきましては、藤岡地域内に所有する普通財産（土地）の貸付収入が主なものであります。

次の市有建物貸付収入（藤岡）につきましては、藤岡遊水池会館の一部を渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団が事務所として使用しており、これにかかわる貸付収入及び支所庁舎の自動販売機設置貸付収入であります。

5つ飛びまして、市有土地貸付収入（都賀）につきましては、都賀地域内に所有する普通財産（土地）の貸付収入が主なものであります。

次の市有建物貸付収入（都賀）につきましては、支所内に設置しております自動販売機1台分の貸付収入であります。

次に、142、143ページをお開きください。備考欄3行目、市有土地貸付収入（西方）につつま

ては、西方地域内に所有する普通財産（土地）の貸付収入が主なものであります。

次の市有建物貸付収入（西方）につきましては、自動販売機等の建物貸付収入であります。

2つ飛びまして、市有土地貸付収入（岩舟）につきましては、岩舟地域内に所有する普通財産（土地）の貸付収入が主なものであります。

続きまして、2目利子及び配当金につきましては、所管部分のご説明をさせていただきます。備考欄をごらんください。株式配当金（総合政策課）につきましては、栃木ガス株式会社の保有株810株に対する配当金であります。

次の土地開発基金利子から東日本大震災復興推進基金利子につきましては、各基金の利子であります。

次の株式配当金（情報推進課）につきましては、ケーブルテレビ株式会社の株式配当金であります。

次の大澤基金利子から土地総合調整基金利子につきましては、各基金の利子であります。

次の株式配当金（管財課）につきましては、京浜急行電鉄株式会社の株式配当金であります。

次に、144、145ページをお開きください。備考欄1行目、皆川地区振興基金利子につきましては、この基金の利子であります。

下から3行目、小野寺地区市有林管理基金利子につきましては、この基金の利子であります。

以上で16款1項財産運用収入の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 川津秘書課長。

○秘書課長（川津浩章君） 続きまして、2項1目1節、備考欄の市有土地売払収入につきましては、随意契約による未利用地の売り払いが5件、法定外公共物の用途廃止に伴う売り払いが35件であります。

次のページをごらんください。2目1節、備考欄の不用品売払収入につきましては、不要となった公用車のオークションによる売払収入が主なものであります。

次に、3目1節、備考欄の有価証券売払収入につきましては、栃木ガス株式会社が行った自己株式取得に伴う市が保有する株式810株の売却収入であります。

次のページをごらんください。17款1項1目1節、備考欄の一般寄附金につきましては、団体からの寄附1件分であります。

次に、2目1節、備考欄のふるさと応援寄附金につきましては、平成28年1月から3月までに受け入れた栃木市ふるさと応援寄附金のうち、使い道を市長おまかせ事業として指定された寄附金であります。

次の市民協働まちづくり寄附金につきましては、栃木市市民協働まちづくりファンドへの市民等からの寄附金及びふるさと納税における寄附金であります。

次のマスコットキャラクター応援寄附金につきましては、栃木市マスコットキャラクターの活動

を応援するための寄附金でありまして、ふるさと納税分281件、604万5,000円及び直接受け入れ分4件、6万1,769円であります。

次のページをごらんください。8目1節、備考欄の豪雨災害復旧支援寄附金につきましては、個人17件、団体61件、計78件分の寄附金であります。

次のページをごらんください。18款2項1目1節、備考欄の財政調整基金繰入金につきましては、平成27年度予算編成による財源調整のため、基金から繰り入れを行ったものであります。

次のページをごらんください。2目1節、備考欄の減債基金繰入金につきましては、平成25年度に借り入れた市庁舎整備事業に係る市債について、償還利子を圧縮するため借入期間の短縮などを行っており、これによる公債費の平準化を図るための繰入金であります。

次に、3目1節、備考欄の庁舎建設基金繰入金につきましては、庁舎改修事業費の財源として基金から繰り入れを行ったものであります。

次に、4目1節、備考欄の市民協働まちづくりファンド繰入金につきましては、栃木市市民協働まちづくりファンドから市民活動推進事業費へ充当するための繰入金であります。

次に、8目1節、備考欄のふるさと整備事業基金繰入金につきましては、個性的で魅力あふれるふるさと整備の財源として、つがの里公園整備事業費に充当するため、基金から繰り入れを行ったものであります。

次のページをごらんください。一番上の9目1節、備考欄の皆川地区振興基金繰入金につきましては、皆川地区市有山林管理費の財源として基金から繰り入れを行ったものであります。

次に、13目1節、備考欄の東日本大震災復興推進基金繰入金につきましては、東日本大震災からの復興に資するための財源として、とちぎ蔵の街美術館特別企画展等開催事業のほか1事業に充当するため、基金から繰り入れを行ったものであります。

次に、14目1節、備考欄の小野寺地区市有林管理基金繰入金につきましては、小野寺地区市有林管理費の財源として基金から繰り入れを行ったものであります。

次のページをごらんください。17目1節、備考欄の土地総合調整基金繰入金につきましては、部屋南部地区指定緊急避難場所整備事業費及び土地開発公社運営費交付金の財源として基金から繰り入れを行ったものであります。

次のページをごらんください。19款1項1目1節、備考欄の前年度繰越金につきましては、平成26年度からの繰越金であります。

次のページをごらんください。20款1項1目1節、備考欄の市税滞納延滞金につきましては、5,121件分の滞納延滞金であります。

次に、2項1目1節、備考欄の預金利子につきましては、一般会計の普通預金等の利子であります。

以上で20款2項1目までの説明を終了いたします。

○委員長（針谷育造君） 出井蔵の街課長。

○蔵の街課長（出井章則君） 続きまして、166、167ページをお開きください。中ほど、20款5項1目1節滞納処分費から、所管関係部分についてご説明いたします。

まず、滞納処分費につきましては、不動産公売に係る土地鑑定料等の手数料であります。

次に、4目2節雑入についてご説明いたします。備考欄の1事業目、県民手帳協力報償金等（総合政策課）につきましては、県民手帳頒布協力報償金が主なものであります。

次の中学生海外派遣事業負担金（総合政策課）につきましては、中学生海外派遣事業参加者28名分の負担金であります。

次のハートランド絵本有償提供料等（遊水地課）につきましては、渡良瀬遊水地を広くPRするために制作しました絵本「ハートランドのかくれんぼ」を各種イベント開催時に有償で提供しておりますので、その提供料でございます。

次の市民総合賠償補償保険金等（地域まちづくり課）につきましては、市が損害賠償責任を負った際の保険会社からの保険金及び市が主催する行事における事故等の補償を支払った際の保険会社からの保険金であります。

次の広報とちぎ広告掲載料等（秘書広報課）につきましては、広報とちぎの有料広告及び市ホームページのバナー広告に係る広報とちぎ広告掲載料が主なものでございます。

次の栃木県市町村振興協会市町村交付金（財政課）につきましては、公益財団法人栃木県市町村振興協会から交付されたオータムジャンボ宝くじの収益金であります。

次のページをお開きください。備考欄1事業目の公文書複写料等（総務課）につきましては、情報公開請求等に伴う公文書複写料及び栃木市自治会連合会からの文書複写料であります。

次の保険事務手数料等（職員課）につきましては、職員が加入しております各種保険の事務手数料のほか、旧栃木市職員厚生会が職員に対して行いました貸し付けに係る返還金、扶養手当等過年度過払い分の返還金及び概算払いをいたしました公務災害補償負担金の確定に伴う還付金が主なものでございます。

次の雇用保険料（職員課）につきましては、雇用保険に加入しておりました臨時職員及び非常勤職員延べ570人から預かりました雇用保険料の自己負担分が主なものであります。

次の被災地派遣職員給与等負担金（職員課）につきましては、東日本大震災の被災地であります宮城県多賀城市に派遣しております職員1人分の人件費といたしまして、派遣先から納入された負担金であります。

次の栃木県被災者生活再建支援金交付金等（危機管理課）につきましては、栃木県防災行政ネットワークシステム回線使用料及び保守料に対する県からの助成金であります。

次の公衆電話使用料等（管財課）につきましては、本庁舎に設置しております公衆電話の使用料のほか、自動車損害共済災害共済金などが主なものであります。

次のナンバー弁償金等（市民税課）につきましては、市からの貸与ナンバー125台分の紛失等による弁償金であります。

次の課税資料提出手数料等（資産税課）につきましては、相続税路線価の資料として市が提出した精通者意見価格調書等に対する税務署からの手数料であります。

172、173ページをお開きください。備考欄1行目の議長交際費資金前渡利子等（議事課）につきましては、議長交際費の資金前渡利子及び議会公用車の自動車損害共済災害共済金等であります。

次のページをお開きください。備考欄の下から5事業目、主権者教育普及実践事業委託業務費（選挙管理委員会事務局）につきましては、小野寺南小学校、寺尾中学校で実施いたしました選挙に関する出前授業に要しました経費に対する委託業務費であります。

1事業飛びまして、消防団員福祉共済事務費等（消防総務課）につきましては、消防団員福祉共済制度返戻金及び自動車・建物損害共済保険金が主なものであります。

次の複写料等（地域まちづくり課）（大平）につきましては、自動車損害共済の災害共済金と農業再生協議会が使用した大平総合支所の複写機プリント料が主なものであります。

次のナンバー弁償金等（税務課）（大平）につきましては、市からの貸与ナンバー26台分の紛失等による弁償金であります。

次のページをお開きください。備考欄5事業目の複写料等（地域まちづくり課）（藤岡）につきましては、外部団体による文書印刷料及び公用車の事故に係る自動車損害共済災害共済金であります。

次のナンバー弁償金等（税務課）（藤岡）につきましては、市からの貸与ナンバー36台分の紛失等による弁償金であります。

4事業飛びまして、電気使用料等（地域まちづくり課）（都賀）につきましては、旧赤津支所物件移転等補償金及び賃貸借事務所の電気使用料と公用車の物損事故に係る自動車損害共済災害共済金であります。

次のナンバー弁償金等（税務課）（都賀）につきましては、市からの貸与ナンバー18台分の紛失等による弁償金であります。

4事業飛びまして、ナンバー弁償金等（地域まちづくり課）（西方）につきましては、市からの貸与ナンバー16台分の紛失等による弁償金及び自動車損害共済災害共済金2件分であります。

次のページをお開きください。備考欄3事業目、宮の下簡易郵便局取扱手数料等（地域まちづくり課）（岩舟）につきましては、宮の下簡易郵便局の郵便、貯金、保険の各取り扱い業務に対する日本郵便からの取り扱い手数料及び公用車の事故に伴う損害共済災害共済金であります。

次のナンバー弁償金等（税務課）（岩舟）につきましては、市からの貸与ナンバー28台分の紛失等による弁償金及び相続財産指定管理人委託料精算費60万円であります。

以上、20款5項4目雑入までの説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 島田公共施設再編課長。

○公共施設再編課長（島田隆夫君） 続きまして、21款市債であります。180、181ページをお開きください。

1項1目1節、備考欄の地域活性化事業債（コミュニティFM事業）につきましては、コミュニティFM放送設備整備に対する起債であります。

次に、2目1節旧合併特例事業債（保育所施設整備事業）につきましては、藤岡地域統合保育園整備事業及び認定こども園施設整備補助に対する起債であります。

次に、2節国の予算等貸付金債（災害援護資金貸付事業）につきましては、関東・東北豪雨災害の被災者への生活再建資金の貸し付けに対する起債であります。

次に、3目1節公共事業等債（農業生産基盤整備事業）につきましては、西前原地区県営かんがい排水事業に対する起債であります。

次の地方道路等整備事業債（農道整備事業）につきましては、県単独農業農村整備事業に対する起債であります。

次に、4目1節公共事業等債（道路新設改良事業）につきましては、市道I—388号線道路改良事業ほか2事業に対する起債であります。

182、183ページをお開きください。公共事業等債（橋りょう維持事業）につきましては、橋りょう長寿命化修繕事業に対する起債であります。

次の旧合併特例事業債（道路維持事業）につきましては、舗装修繕事業に対する起債であります。

次の旧合併特例事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道O—152、153、280号線ほか1路線道路改良事業（大平牛久、川連）ほか13事業に対する起債であります。

次の旧合併特例事業債（橋りょう新設改良事業）につきましては、市道233号線（永宮橋）橋りょう整備事業（栃木野中町）に対する起債であります。

次の地方道路整備事業債（道路維持事業）につきましては、市道各号線舗装補修事業ほか6事業に対する起債であります。

次の地方道路整備事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道D—311号線ほか道路新設改良事業（栃木仲方）ほか21事業に対する起債であります。

次の地方道路整備事業債（橋りょう維持事業）につきましては、市道各号線橋りょう補修事業に対する起債であります。

次に、2節一般事業債（河川等整備事業）につきましては、宇都宮亀和田栃木線地域排水整備事業（都賀合戦場）ほか3事業に対する起債であります。

次に、3節公共事業等債（土地区画整理事業）につきましては、新大平下駅前地区土地区画整理事業に対する起債であります。

次の一般事業債（公園整備事業）につきましては、太平山県立自然公園施設整備事業に対する起

債であります。

次の防災対策事業債（公園整備事業）につきましては、歩いていける公園整備事業（錦着山）に対する起債であります。

次の旧合併特例事業債（街路事業）につきましては、今泉泉川線道路整備事業に対する起債であります。

次に、4節公営住宅建設事業債（公営住宅改修事業）につきましては、城内南市営住宅等で実施した市営住宅リフレッシュ事業に対する起債であります。

4目土木債までは以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 出井会計課長。

○会計課長（出井 均君） 次に、5目1節施設整備事業債（一般財源化分）（消防施設整備事業）につきましては、消防ポンプ自動車購入事業ほか3つの事業に対する起債であります。

次の一般事業債（消防施設整備事業）につきましては、消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車購入事業に対する起債であります。

次の旧合併特例事業債（消防施設整備事業）につきましては、指揮車購入事業ほか2つの事業に対する起債であります。

次の緊急防災・減災事業債（消防施設整備事業）につきましては、消防用機械器具購入及び分署非常電源設置事業に対する起債であります。

次のページお開きください。緊急防災・減災事業債（災害対策施設整備事業）につきましては、緊急防災情報伝達システム整備事業に対する起債であります。

次に、6目1節全国防災事業債（小学校施設整備事業）につきましては、大平南小学校校舎整備事業及び家中小学校屋内運動場改築事業の国庫補助事業分に対する起債であります。

次の学校教育施設等整備事業債（小学校施設整備事業）につきましては、小学校普通教室等のエアコン設置事業及び小学校洋式トイレ改修事業に対する起債であります。

次の緊急防災・減災事業債（小学校施設整備事業）につきましては、大平南小学校校舎整備事業及び家中小学校屋内運動場改築事業の市単独事業分に対する起債であります。

次に、2節全国防災事業債（中学校施設整備事業）につきましては、大平中学校校舎等整備事業及び中学校施設非構造部材耐震化事業の国庫補助事業分に対する起債であります。

次の学校教育施設等整備事業債（中学校施設整備事業）につきましては、中学校武道場整備事業に対する起債であります。

次の緊急防災・減災事業債（中学校施設整備事業）につきましては、大平中学校校舎等整備事業の市単独事業分に対する起債であります。

次に、7目1節臨時財政対策債につきましては、地方交付税の財源不足を国と地方が折半して負担するというもので、地方交付税の振り替え分であります。

なお、借り入れにより生じる元利償還金につきましては、後年度に100%交付税措置されるものであります。

次に、8目災害復旧事業債につきましては、昨年9月に発生した関東・東北豪雨災害の復旧事業に対する起債であります。ここでは備考欄ではなく、左のページの節の区分でご説明いたします。

1節民生施設災害復旧事業債につきましては、学童保育施設災害復旧事業に対する起債であります。

次に、2節農業施設災害復旧事業債につきましては、西前原排水機場や土地改良区施設などの農業施設災害復旧事業に対する起債であります。

次に、3節林業施設災害復旧事業債につきましては、林道西山田線などの災害復旧事業に対する起債であります。

次に、4節農地災害復旧事業債につきましては、栃木地域の農地災害復旧事業に対する起債であります。

次に、5節道路橋りょう復旧事業債につきましては、市道及び橋りょうの復旧事業に対する起債であります。

次のページお開きください。1つ飛びまして、7節公園災害復旧事業債につきましては、総合運動公園などの災害復旧事業に対する起債であります。

次に、8節小学校災害復旧事業債につきましては、部屋小学校などの災害復旧事業に対する起債であります。

次に、9節社会教育災害復旧事業債につきましては、部屋地区公民館災害復旧事業に対する起債であります。

以上で平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算の歳入の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（針谷育造君） 次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の説明をお願いいたします。

島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 続きまして、実質収支に関する調書につきましてご説明いたします。

決算書の404ページをお開きください。最初に、1の歳入総額は703億9,850万8,000円に對しまして、2の歳出総額は663億9,886万4,000円でありまして、3の歳入歳出差引額は39億9,964万4,000円であります。

次に、4の翌年度へ繰り越すべき財源であります。が、(1)、継続費繰越額は7,659万5,000円、(2)、繰越明許費繰越額は4億5,251万円、(3)の事故繰越繰越額はありませんでしたので、合計額は5億2,910万5,000円となっております。なお、各繰越額の内訳につきましては、別にお配りしてあります平成27年度決算状況報告書の8ページから17ページに説明をしてありますので、ここでは説明は省略させていただきます。

次に、5の実質収支額は34億7,053万9,000円となっております。

次に、6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額につきましては、歳入に編入することなく直ちに基金に繰り入れたものはございませんでした。

以上で実質収支に関する調書の説明を終わります。

続きまして、財産に関する調書につきまして説明いたします。決算書の694、695ページをお開きください。最初に、1、公有財産であります。(1)、土地及び建物につきましては、694ページの一番下の合計欄をごらんください。まず、左側の土地、地積についてであります。2枠目の決算年度中増減高は5,490.140平米の減でありまして、右側の決算年度末現在高は581万4,703.112平米であります。減少の主なもの、老人デイサービスセンター及び医療福祉モール用地の売却によるものであります。

次に、建物については695ページの右側の建物の延べ面積計の合計欄をごらんください。右から2枠目の決算年度中増減高は2,223.269平米の減でありまして、その右側の決算年度末現在高は60万9,739.685平米であります。減少の主なものは、旧第一小学校屋内運動場の解体によるものであります。

次に、696ページをお開きください。(2)、山林につきましては、合計欄をごらんください。面積におきましては、決算年度中増減高は1,113平米の減でありまして、右側の決算年度末現在高は129万9,525平米であります。減少の主なものは、岩舟町静地内の平地林の売却によるものであります。また、右側の立ち木の推定蓄積量の中で並木杉については、日光杉並木の保存のため、オーナー制度によりまして所有しておりますが、年度中の増加はありませんでした。

次に、(3)、有価証券につきましては、合計欄をごらんください。2枠目の決算年度中増減高は、栃木ガス株式会社の株券が405万円減となっております。右側の決算年度末現在高は3,260万円あります。

次に、(4)、無体財産権につきましては、合計欄をごらんください。2枠目の決算年度中増減高は23件の増でありまして、内訳は渡良瀬遊水地キャラクターなどの著作権が21件、商標権が2件の増でありまして、右側の決算年度末現在高は47件であります。

次に、右側の697ページの(5)、出資による権利につきましては、合計欄をごらんください。決算年度中の増減はありませんでしたので、決算年度末現在高は9億6,511万4,000円あります。

続きまして、698ページをお開きください。2、物品であります。掲載の表につきましては、取得価格50万円以上の備品類を23の区分に大分類したものでありまして、698ページから707ページまでの記載のとおりでございます。

続きまして、708ページをお開きください。3、債権につきましては、一番下の合計欄をごらんください。それぞれの貸付事業による貸付金債権でありまして、2枠目の決算年度中増加高は248万7,683円の減でありまして、右側の年度末現在高は5億6,910万3,464円あります。減少の主なもの

のは、旧栃木市職員厚生会返還金並びに老人保健施設整備貸付金及び住宅新築資金等貸付金の貸付元金や利息を収入したことによるものであります。また、災害援護資金貸付金は、昨年のもう大雨災害の被災者に対する貸付金であります。

次に、4、基金であります。708ページから712ページに記載されている32の基金につきましては、各基金の年度中の増減高及び年度末現在高でありまして、これらについては各常任委員会において所管課で決算の説明をいたしますので、ここでは説明を省略させていただきます。

以上で、認定第1号 平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算のうち所管関係部分の説明を終わりにさせていただきます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で、平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明は終わりました。

なお、繰り返しになりますが、本件につきましては9月15日開催の本常任委員会において審査いたしますので、本日は聞きおく程度といたします。

---

◎閉会の宣告

○委員長（針谷育造君） 以上で総務常任委員会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時38分）